

- ①令和7年9月4日(木)
全国労働衛生週間説明会を開催！
参加者は52名でした。
行田監督署 岡部署長：挨拶・労働情勢等
松川監督官：衛生週間について
埼玉産保 「健診後の事後措置をどうしている！」
羽生消防署 心肺蘇生・AED実習



- ②令和7年9月4日(木)
安全衛生部会を開催！
建災防共催開催 緊急！酸欠特教等を審議。



- ③令和7年9月25日(水)
緊急！第2種酸素欠乏症危険作業特別教育！
建災防行田分会と共催にて開催！
参加者は29名でした。
労働調査会の記者取材【記事の抜粋】



労働安全衛生広報 2025.11.15

また、講師を務める行田基準協会の坂本雄二事務局長は、研修開始前に時間を設け、発端となった災害について報道等の情報から災害の経緯や原因、防止対策などを丁寧に分析・解説。「硫化水素等の化学物質災害は2次災害の防止が第一」と正確な知識に基づいた冷静な判断の重要性を強調した。



建災防行田分会
山本分会長

埼玉労働局長奨励受賞 (10/8)

- 行田地区(加須市内)からは
(株)クワバラ・パンぷキン が受賞
埼玉労働局長から祝辞を受けました。



令和7年度

埼玉労働局 安全衛生表彰式
建設事業全工期無災害表彰伝達式
第2種無災害記録証伝達式



日時 令和7年10月8日(水) 午前10時30分～
場所 埼玉労働局 14階雇用保険説明会会場



さあ 令和8年度は皆様が受賞しましょう

過去3年労働災害・法違反などがない会員様は、お知らせください。

【地産保センターの保健指導】(行田市医師会内)

☎048-556-8040

生活習慣病などの病気予防や健康維持・増進を目的として、運動・食事のほか睡眠・飲酒・喫煙などの生活習慣について改善の助言を行います。

保健指導というと「怒られそう」と敬遠されがちですが、実際は対象者の生活習慣や気持ちに合わせて一緒に改善を目指せるよう考えていくものです。
相談は無料です。ぜひご活用ください。

地産保センターの保健指導は年齢にかかわらずメンタルヘルス等についての相談対応も幅広く実施しています。

	事後措置保健指導 (地産保センターの保健指導)	特定保健指導
健診の種類	定期健康診断	特定健康診査（メタボ健診）
根拠法令	労働安全衛生法	高齢者医療の確保に関する法律
対象者	すべての年齢層の労働者	健康保険の被保険者及び被扶養者（40～74歳）
実施者	事業者	保険者（加入の健康保険組合）
事務義務	事業者に対する努力義務	保険者に対する義務

埼玉労働局からみなさまへ

●詳細は、右記のQ Rコードから協会HP新着情報をご覧ください。

- ①労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（周知依頼）
化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部改正する件【2025.9.30】
- ②最低賃金広報用電子データ、賃上げ支援策のお知らせ
業務改善助成金を一部変更【2025.10.01】
- ③【12月10日開催】【行田会場】転倒災害防止対策講習会
ワークヒルズ羽生 大会議室 【健康安全課 電話048-600-6206】

<https://gyoda-roki-kyo.com>



埼玉県内の休業4日以上の労働災害は、近年増加傾向にあり、令和6年の休業4日以上の死傷災害発生件数は7,368件で、このうち転倒災害は、1,898件（前年比160件増）と、全体の約4分の1を占めております。

特に50歳以上を中心に転倒による骨折等の労働災害は増加し、加齢とともにその休業日数も長期化する傾向もあり、高年齢者を含むすべての労働者が安全に働くことができる職場環境を実現するため、各事業場が本災害防止に積極的に取り組んでいただくための「転びま宣言！埼玉」を実施しております。宣言を通じて、各事業場で転倒労働災害防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

転びま宣言！埼玉

実施要領や参加表明は右記二次元コードからご確認ください。

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）はこちらの2次元コードからご確認ください⇒



転びま宣言！埼玉

～事業場ごとに取組宣言をして転倒労働災害を減少させよう～

宣言開始期間 令和7年8月1日（金）～

■ 趣旨
埼玉県内の休業4日以上の労働災害は、近年増加傾向にあり、中でも転倒労働災害がその約4分の1を占めています。転倒労働災害は業種を問わず多く発生しており、減少に取り組むことが喫緊の課題となっています。このため転倒労働災害防止に向けた取組について、県内各事業場に積極的に取り組んでいただくことを目的として「転びま宣言！埼玉」を実施します。

■ 実施内容

- 1 参加表明し宣言をする
WEBサイトで参加表明する。
労働局ホームページで参加事業場の名称及び所在地（市町村名まで）を掲載します。
宣言書をダウンロードし、社内や就業ホームページで宣言内容に掲載する。
- 2 取組を行う
宣言事業場は、転倒労働災害の減少を目標として取組を行う。
例：転倒予防の研修、転倒予防の啓発、転倒予防の設備改善等。
- 3 結果報告
宣言事業場は、取組結果を、宣言から6か月経過後に労働局のWEBアンケートに回答する。
- 4 好事例の発信
取組状況のWEBアンケートの好事例を募集し、事例集等を労働局ホームページに掲載する。